

ウナギの市場の動態

東アジアにおける生産・取引・消費の分析

提言

東アジアのステークホルダーは以下のことが求められる：

- 東アジアでのデータ収集・生産量の推定方法の標準化・共有、養殖場の定期的なモニタリング・視察の実施、ウナギに関する税関HSコードの調整、さらなる調査の実施
- リスク・情報分析の実施、種の識別などに関するトレーニングの実施、東アジア以外のウナギの生息国との知見・情報の共有、取引データやワシントン条約の許可データの不一致の定期的な調査・分析、輸入業者の意識向上にむけた取り組みの実施
- データの共同分析、意思決定、トレーサビリティ制度の開発、ロシアのような新興市場との対話・調査の実施、国際機関への働きかけ、小売業者・外食産業・消費者の意識向上にむけた取り組みの促進

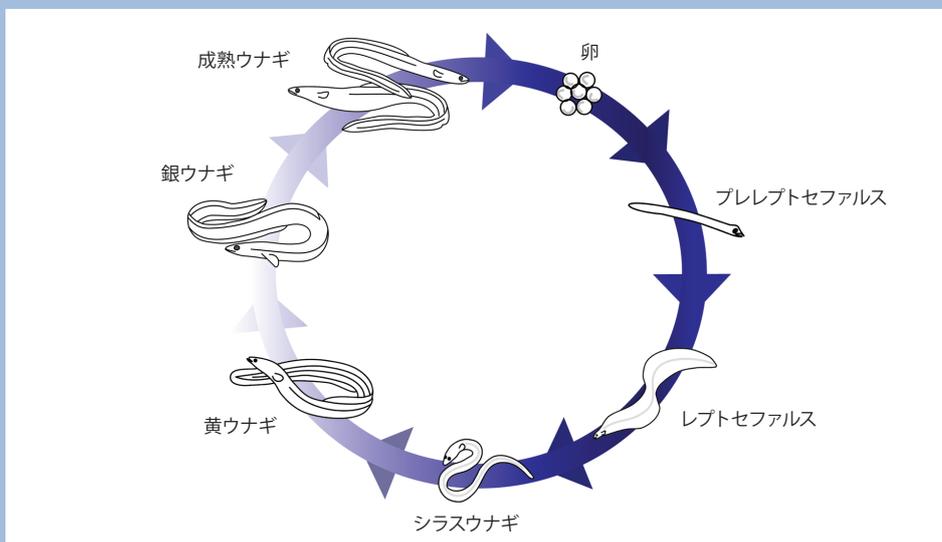


鹿児島（日本）のウナギの養殖場

©V.Crook / TRAFFIC

はじめに

ウナギ属 *Anguilla* spp. は 16 種のウナギに分類されており、世界中の温帯域・熱帯域に分布している。稚魚から成魚に至るまで、ウナギは様々な生育段階において、世界規模で漁獲、養殖され、取引、消費されている。特に東アジアの国・地域は、ウナギ産業において主要な役割を担っている。



ウナギのライフサイクル

出典：Jacoby *et al.* in prep, and Henkel *et al.*, 2012

ウナギの世界生産量の90%以上を占めるウナギ養殖は、天然のウナギ（野生で漁獲したウナギ）の幼魚（“シラスウナギ”や“稚魚”）を採捕し、育てることで成り立っている。歴史的に、東アジアでの養殖、取引には、地域に生息しているニホンウナギ *Anguilla japonica* が用いられてきた。しかし、入手可能なニホンウナギの量が減少したことにより、1990年以降、ヨーロッパウナギ *A. anguilla* のシラスウナギが大量に輸入されるようになった。しかし、国際取引がヨーロッパウナギに及ぼす影響に対する懸念から、2007年、ヨーロッパウナギは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の附属書IIに掲載され、2010年12月にはEU（欧州連合）からのヨーロッパウナギの輸出入が全面的に禁止された。その結果、次第に、アメリカ大陸と東南アジアが東アジアの養殖場で使われるウナギの稚魚の重要な出所となってきている。

過去40年間にわたって、漁獲を含む様々な脅威により、ヨーロッパウナギ *A. anguilla*、ニホンウナギ *A. japonica*、アメリカウナギ *A. rostrata* の個体数の減少が見られており、ウナギ属の種にとって、変化し続ける養殖、取引、消費の動態は保全上の懸念となっている。世界におけるウナギの需要は、歴史的に、東アジア、特に日本の消費によって牽引されてきた。近年のデータは消費の動態が変化していることを示しているが、需要と供給については、どの程度違法取引や消費圧力が存在するのかということを含め、依然として不明な点が多く存在する。これらの変化や不明点は、ウナギの保全管理における協調・協同した国際的な取り組みに大きく影響する可能性がある。

ウナギの市場の動態

本報告書は、特に過去10年間の東アジアでの変化し続ける需要をより正確に描き出すため、様々なウナギの生産、取引、消費データ、情報を分析・調査した結果を示すものである。調査には、国際連合食糧農業機関（FAO）の世界生産・取引、2014年の「共同声明」（中国、日本、韓国、台湾から提供された稚魚の池入れ量と生産量）、うなぎ

ネット、UN Comtrade、東アジアの税関統計、ワシントン条約の取引データベース、文献・インターネット調査、関係者への聞き取り、オンライン・実地の市場調査のデータを利用した。

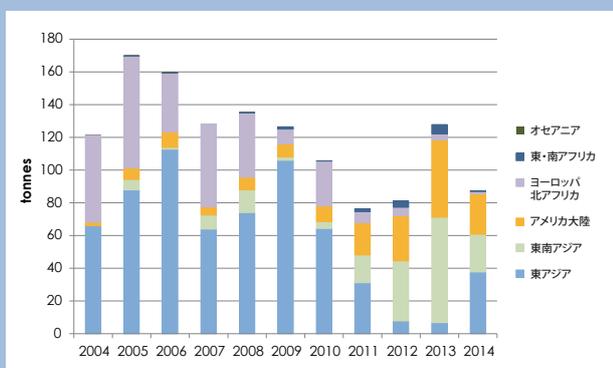
本報告書のために分析したデータは、東アジアのウナギの生産、取引、消費が絶えず変化しており、世界的には、ウナギの生産量と消費量は減少しつつある可能性があることを示している。この変化の理由には、利用可能な種・稚魚の量（毎年の加入量の変化・減少、法規制、取引規制により影響を受ける）、各国での投資、養殖技術（情報が少ない熱帯域に生息する種については今も開発段階）、消費者の行動（価格や健康・食の安全を含む様々な問題により影響を受ける）がある。

伝統的には日本が世界的に主要なウナギの消費市場であり、日本での国内生産に加え、中国と台湾の養殖場が供給を担っていた。しかし、本報告書のために分析した様々なデータは、過去10年で日本の年間ウナギ消費量が、2000年～2002年の15万t強から2013年の3万5,000t弱まで、大幅に減少したことを示している。使用が禁止された化学薬品が中国で養殖されたウナギから検出されたことが繰り返し報道で取り上げられたことや、シラスウナギの供給量の変化に伴うウナギ製品の価格高騰が、日本の消費者行動の変化に重要な役割を果たしたと考えられる。

しかし、中国のウナギ生産量と取引量の数値に相違が見られるため、世界のウナギ市場における日本の相対的な位置付けの変化や他の国・地域のウナギの消費量は明確ではない。FAOに報告されている生産量データと取引データの分析によると、消費量が減少した日本に代わり、中国がウナギを消費しており、過去10年間の間に国内消費が著しく増加した（2012年、2013年には推定15万tに達した）可能性がある。このデータを使うと、世界のウナギ生産量に占める日本の消費量は2004年には55%を占めており、中国は16%に過ぎなかった。2013年には、この割合はそれぞれ13%、62%に変化する。しかし、共同声明のデータを使うと、2012年、2013年の日本の年間消費量は、

依然として2012年から2013年の世界のウナギ生産量の30%~45%を占めると推定される。

中国でのウナギ生産量と消費量については、専門家の間でも見解の相違があるが、ほとんどの数値は、FAOに報告されている生産量と共同声明で示された生産量の間にある。同様に、本報告書のために実施したオンライン調査と実地調査の結果は、FAOのデータが示唆するような急激な消費の変化が中国であったとは見られないことを示している。しかし、現状を明らかにするため、この分野についてのさらなる調査が必要である。中国では、ウナギは伝統的に、多くのウナギ養殖場が位置している南部地方で消費されてきており、外食産業が国内市場を牽引してきたとされる。



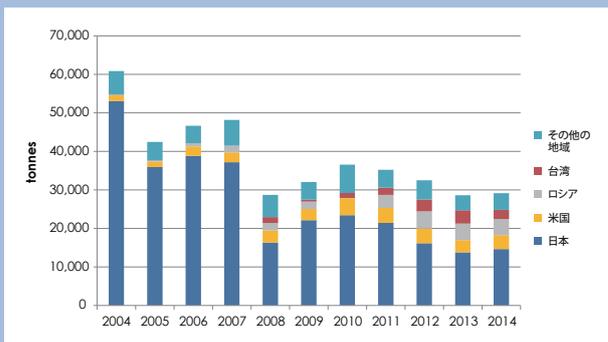
中国、香港、日本、韓国、台湾への養殖用稚魚(様々なサイズのものを含む)の輸入量の推移 [2004年~2013年, 単位: トン]

出典: 中国、日本、台湾、韓国、香港の税関

※ヨーロッパ、北アフリカ(ヨーロッパウナギと推定): フランス、スペイン、英国、デンマーク、ドイツ、ベルギー、アイルランド、ルーマニア、オランダ、ギリシャ、モロッコ、チュニジア、エジプト; アメリカ大陸(アメリカウナギと推定): カナダ、米国、ハイチ、キューバ; 東アジア(ニホンウナギと推定): 中国、日本、台湾、韓国、朝鮮民主主義人民共和国; 東南アジア(ビカーラ種を含む熱帯域に生息する種と推定): インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナム、タイ、バングラデシュ、東ティモール、シンガポール; 東・南アフリカ(モザンビークウナギ *A. mossambica* を含む熱帯域に生息する種と推定): マダガスカル、モーリシャス、南アフリカ; オセアニア(オーストラリアウナギ *A. australis* と推定): オーストラリア

注: 輸入元が香港であるものを除く

中国や日本と比べると、ウナギの生産・取引における台湾、韓国の役割は世界的に見て大きくはない。しかし、データの分析によると、過去10年で韓国のウナギ消費が増加していることが示唆され、増加の背景には健康・食の安全への懸念による食肉の消費の減少があるとされる。さらに、ロシアなど、中国で生産されたウナギの重要な市場が他にも存在する可能性があることが中国の税関貿易データにより示唆されている。

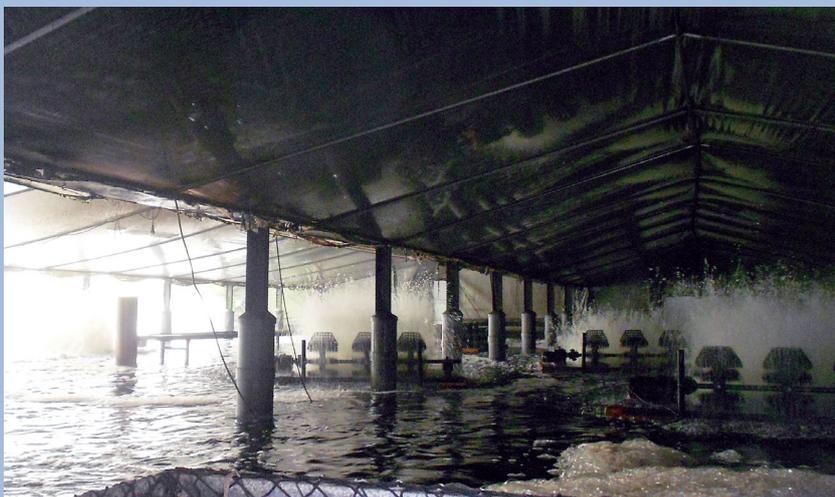


中国のウナギ調製品の輸出量の推移

[2004年~2013年, 単位: トン]

出典: 中国税関(年間輸出量が1,000t以下の国と香港はその他の国(RoW)に含んでいる)

本報告書は多くのデータの相違を見出したが、これらの原因・理由の多くは明らかではない。生産量のデータの相違が生じた理由としては、公式の報告に至るまで生産量データが多くの仲介者を介して報告されることやシラスウナギの違法な調達による池入れ量や生産量の過少・過大報告が考えられる。輸入国と輸出国データの相違の要因としては、各国で定義が異なるため税関コードが比較できないこと、分類単位の指定に関する不明確さ、税関コードの誤使用(他の魚種がウナギ属の取引として報告される)や違法取引が考えられる。



鹿児島(日本)のウナギの養殖場

ウナギの違法取引は根深い懸念であり、潤沢な利益をもたらすシラスウナギだけでなく、消費者向けのウナギ製品も違法取引の対象となりうる。東アジアに輸入されるウナギの稚魚の記録の多くは、輸出国のデータと一致したものではなく、ヨーロッパ、東アジアの当局によって数多くのウナギの押収が報告されていることから、ウナギの違法取引が続いており、東アジアの養殖場で違

法に調達されたシラスウナギが使われている可能性が裏付けられる。EUからヨーロッパウナギの稚魚が合法的に調達できなくなって数年が経つにもかかわらず、ヨーロッパウナギの再輸出が続いていることから、中国の養殖場で養殖されているヨーロッパウナギの合法性については、疑問が持たれている。

	2009	2010	2011	2012	2013
ヨーロッパウナギの 輸入量(身肉)・ ワシントン条約データ	7,403	7,792	5,874	4,371	5,319
ウナギ調製品の輸入量・ 日本の税関のデータ	19,784	21,198	13,869	8,818	8,021
ヨーロッパウナギの 占める割合(推定)	37%	37%	42%	50%	66%

中国から日本へのヨーロッパウナギの輸入量と ウナギ調製品の輸入量 [2009年～2013年, 単位: トン]

出典: ワシントン条約データベース(輸入データ) 及び日本財務省貿易統計

※ワシントン条約のヨーロッパウナギの2009年の輸入データには、2009年3月13日より前の取引は含まれない。2009年から2013年までの間、日本の税関では生鮮・冷凍ウナギの中国からの輸入を記録していないため、ワシントン条約データベースで「身肉」と記載されたものはすべて税関で記録されたようにウナギ調製品とみなした。

おわりに

東アジアの国・地域は、ウナギという共有資源を利用するにあたり、各々の変化し続ける役割を念頭に置き、上記に示した懸念や不確実性を考慮する必要がある。これらの課題に対処するためには、ウナギの調達・養殖・取引におけるトレーサビリティの強化、適切な保全管理の意思決定の発展について、データ収集・モニタリング・報告と分析の仕組み・法執行・さらなる調査、および東アジアにおけるすべてのウナギの利害関係者との協議の強化など、東アジアでの協同した取り組みが必須である。

※日本では、ニホンウナギを指して「うなぎ」と表記することが多い。本報告書では、混乱を避けるため、「ニホンウナギ」は「ニホンウナギ」と表記し、「ウナギ」はウナギ属の種の総称の意味で用いている。

このSUMMARYは下記の報告書をもとに作成されています。

トラフィックイーストアジアジャパン報告書

『Eel market dynamics: An analysis of *Anguilla* production, trade and consumption in East Asia (ウナギの市場の動態: 東アジアにおける生産・取引・消費の分析)』

著者: 白石広美、ビッキー・クルーク / 英語・日本語 / 45ページ

報告書全文は、トラフィックのウェブサイトからダウンロードできます。▶ <http://www.trafficj.org/press/fisheries/n150713news.html>

トラフィックは、野生生物の取引監視ネットワークとして、生物多様性の保全と持続可能な発展のために国際的に活動する世界有数のNGOです。

トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝3丁目1番14号
日本生命赤羽橋ビル6階

TEL: 03-3769-1716 FAX: 03-3769-1717

E-mail: TEASjapan@traffic.org

URL: <http://www.trafficj.org>

TRAFFIC International

219a Huntingdon Road Cambridge CB3 0OL

UK

TEL: 44-1223-277427 FAX: 44-1223-277237

URL: <http://www.traffic.org>

TRAFFIC

the wildlife trade monitoring network

is a strategic alliance of



This project was
supported by WWF Japan

